

令和2年度平田村職員採用候補者試験のお知らせ

1. 試験職種及び採用予定人数

試験職種：保健師（資格免許職）

採用予定人数：1名

2. 受験資格

昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者

学歴は問いませんが、資格、免許を有する者、又は令和2年3月までに取得見込みの者。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 本村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 試験の方法

(1) 第1次試験

教養試験・適性検査・専門試験

職員として必要な一般知識及び知能について、択一式による筆記試験及び性格等の適性検査を行います。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して、主として人物について個別面接による試験、小論文による筆記試験を行います。

4. 資格調査

第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、試験申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

5. 試験の期日、場所及び発表

区 分	期 日	試験会場	時 間	発 表
第1次試験	7月28日(日)	福島市金谷川1番地 「福島大学」	受付 9:00～9:30 教養試験 10:00～12:00 専門試験 13:00～14:30 適性検査 15:00～16:20	8月下旬、平田村役場掲示場に合格者を掲示するほか、受験者に通知します。
第2次試験	9月下旬	期日、場所、時間等については、第1次試験合格者に通知します。		10月中旬、平田村役場掲示場に合格者を掲示するほか、受験者に通知します。

6. 合格者の採用

(1) 合格者は採用候補者名簿に記載され、成績順に村長が採用する者を決定します。この採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です。

(2) 初任給は、本村の給料表によるが、この他扶養手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当などが、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

7. 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、平田村役場で交付します。

郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「資格免許職試験申込用紙請求」と朱書し、120円切手を貼った自分宛の返信用封筒（角型2号）を必ず同封してください。

(2) 申込の方法

① 申込用紙に必要事項を記入して、本村役場に提出してください。

申込書を郵送する場合は82円切手を貼った自分宛の封筒を同封し、その表に「**資格免許職試験申込**」と朱書し、必ず簡易書留にて送付してください。

②受験票を受領したときは、最近6か月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4.5cm）1枚を写真欄に貼って受験当日に必ず持参してください。（受験票がない場合、又は受験票に写真が貼っていない場合は、受験できません。）

(3) 受付期間

令和元年 5 月 23 日(木)から同年 6 月 21 日(金)まで（土日を除く 8：30 から 17：15 まで）

郵便による申込書提出の場合は、6 月 19 日(水)までの消印のあるものに限りま

8. 試験結果の開示

この試験の結果については、平田村個人情報保護条例第 18 条第 1 項の規定により、口頭で請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参のうえ、受験者本人がおいでください。

試 験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第 1 次試験	第1次試験不合格者	総合得点・順位	合格者発表日から 1か月間	平田村役場 総務課
第 2 次試験	第2次試験受験者			

9. その他

(1) 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。

(2) 試験当日は試験会場への自家用車の乗り入れはできませんので、公共交通機関を利用して

ください。
(3) この試験に関し不明な点は、総務課に問い合わせてください。郵便で問い合わせる場合は、82 円切手を貼った自分宛の返信用封筒を必ず同封してください。

お問い合わせ先：総務課 ☎ 55-3111

月 31 日(金)までに申請してください。

***自動車税の減免制度について**
一定の要件に該当する障がいのある方のために使用される自動車については、納税義務者の申請により自動車税が減免される制度がありますので、5

月 31 日(金)までに申請してください。
納税通知書は 5 月上旬にお送りしますので、転居等により届かない場合は下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

また、インターネットを利用したクレジットカード納付も可能です。
納税通知書は 5 月上旬にお送りしますので、転居等により届かない場合は下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

自動車税は毎年 4 月 1 日現在で運輸支局の登録名義人である所有者（割賦販売による購入の場合は使用者）が納めることになっています。
納税期内であれば、コンビニエンスストアでも納めることができます。（一部取り扱っていない店舗もあります。）
また、インターネットを利用したクレジットカード納付も可能です。

自動車税は 5 月 31 日(金)まで!!お早めに!

暮らしの 情報

Information

村民憲章

- 健康で働き、豊かな村をつくりま
- 自然を愛し、住みよい村をつくりま
- 親切をつくし、明る
- 親切をつくし、明る
- 教養をたかめ、文化の村をつくりま
- きまりを守り、平和な村をつくりま

◆お問い合わせ先（申請先）

県中地方振興局県税部課税第二課
（郡山市麓山 1-1-1）
☎ 024-935-1261

◆未来（あした）への道

1000km 縦断リレー 2019

今年も 7 月 24 日(水)から 8 月 7 日(木)までの 15 日間、青森から東京までランニングと自転車

を縦断するリレーを開催します。
たすきをつなぐリレーを通じて東日本大震災の記憶の風化を防ぐとともに、被災地との絆を深めます。ぜひ、ご参加ください。

◆参加申込期間

5 月 28 日(火)まで ※参加無料
詳細はホームページをご覧ください。
<http://www.1000km.jp>

◆お問い合わせ先

東京都スポーツ文化事業団
☎ 03-5413-6925